

## 4-1-3 小松市立松陽中学校 いじめ防止基本方針

### 1 いじめ問題への基本姿勢

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、各学校において様々な取組が行われてきた。

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

#### 《学校を挙げた積極対応》

ア 学校に校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進すること

「いじめ問題対策チーム」を常設し、平時からいじめの問題に備えるとともに、日々の教職員の見守りを通して、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知すること。

イ 警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進すること

関係機関等との連携を深め、積極的に外部人材の活用を進めるとともに、学校側からも積極的に情報を発信するなど、双方向に「風通しのよい」関係をつくること。

ウ いじめの問題に組織的に対応し、児童生徒が安心して学ぶことができる環境を整えること

いじめの問題が発生した場合には、関係教職員による個別案件対応班を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行い、いじめの早期解消を図るとともに、いじめは再発する可能性が十分にあることを踏まえ、解消後も日常的に注意深く観察すること。

#### 《平時からの基本姿勢》

ア いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識すること

全ての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象とした事前の働きかけ（未然防止の取組）を行うことが、最も合理的で最も有効な対策であることを認識すること。

イ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること

いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すとともに、いじめている児童生徒については、警察等との連携も含め、毅然とした対応をとることを示すこと。

ウ 生徒一人一人を大切にしている意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること

教職員の言動が、児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも教職員自身が生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすること。

エ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること

一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

オ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること

生徒が発するサインを見逃さないよう、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努めるとともに、生徒の実態に合わせた定期的なアンケート調査、個人面談等を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること。

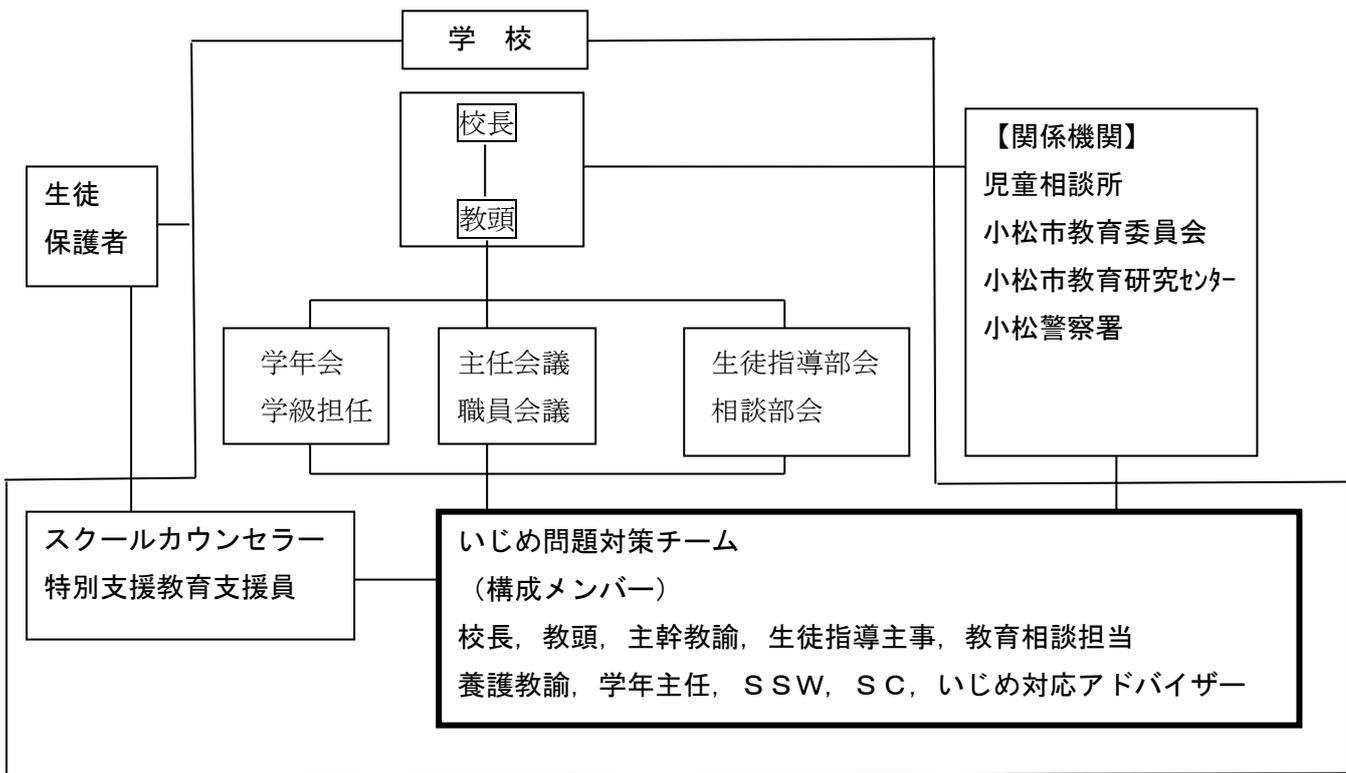
## 2 いじめ防止等のための組織的及び施策等

### 《いじめ問題対策チーム》

「いじめ問題対策チーム」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長をトップに、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、SSW、SC、いじめ対応アドバイザーを加える。

### 《いじめに対する指導の組織図》



### 《役割》

- (1) いじめを見逃さない学校づくりの推進
- (2) いじめ問題への対応力向上
- (3) 「いじめ防止基本方針」の教職員および生徒・保護者、地域に対する周知
- (4) 家庭や地域との連携推進
- (5) SSWやSC、関係機関との連携
- (6) いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示

### 3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

さらに、最近のいじめはスマートフォンや音楽プレーヤー、ゲーム機などの電子情報端末機器の普及により、一層見えにくくなっている。

<平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### 《留意点》

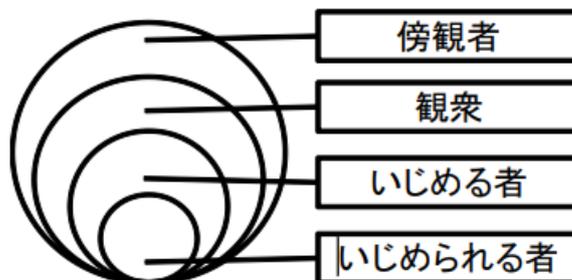
- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- ・いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合において、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。下記のような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
- ・好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合。
- ・軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合。

ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、「いじめ問題対策チーム」において情報共有する。

#### 《いじめの四層構造》

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」として

はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行う。



### 《いじめる心理》

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

### 《いじめの態様》

- ・冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

## 4 いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、学校長のリーダーシップのもと全ての教職員が取り組む必要がある。

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待される。

### (1) わかる授業づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。

#### 【取組例】

- ・「わかった」「できた」「使えた」が実感できる授業づくり  
思わず取り組みたくなるような課題を設定し、生徒の主体的な参加を促すとともに、まとめや振り返りの時間を確保する。
- ・学習指導の場における積極的な生徒指導  
学習指導に際し、生徒に自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの三つの視点に留意する。
- ・「学び合い学習」  
学習過程や学習形態を工夫し、全ての児童生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるようにする。
- ・「教職員の学び合い」

教職員が互いの授業を気軽に参観できる体制づくりを進め、互いにアドバイスし合うことで授業改善を図る。

## (2) 道徳教育や人権教育等の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

### 【取組例】

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育  
道徳教育の目標（自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基礎となる道徳性を養う）を全教職員で共通理解し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を意図的・計画的に実践する。
- ・「考え、議論する道徳」  
いじめに関する事例を取り上げ、生徒が自分自身のこととして、多面的・多角的に考え、議論していくような授業を積極的に行う。
- ・魅力的な教材の開発や活用  
生徒にとって魅力的な地域教材の開発や地域人材の活用等を推進し、生徒の心に残る道徳の時間を心がける。
- ・人権教育講話・人権教室  
校内・校外講師による人権教育講話や人権教室を開催し、感想等を交流する活動を通して、一人一人の人権感覚を磨く。

## (3) 規範意識の育成

校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、生徒が、安心して学ぶことができる環境を作る。

### 【取組例】

- ・問題行動への対処  
「社会で許されない行為は、学校においても許されない」といった毅然とした指導方針を示し、「社会の一員」としての責任と義務を指導する。
- ・月目標の工夫  
毎月の生活目標や学習目標の意識を高めるため、学級ごとに到達目標を定め、評価・改善を図る。
- ・学習ルールの徹底  
学校として揃えていくべき事柄を全教職員で確認し、共通理解したことは、徹底してやり通す。

## (4) 生徒会などが中心となり、主体的に活動する取組

自分以外の考え方にふれ、物事を多面的な立場で捉え、相手や周りを気遣う気持ちを身に付ける。また、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。

### 【取組例】

- ・サミット委員会による「SYミッション」  
生徒同士の人間関係、クラスの居場所づくり、自己肯定感の向上を目的として、クラスで様々な課題に取り組む。サミット委員を中心として、生徒が自主的に課題設定や当日の運営などを行う。

## (7) 家庭や地域と連携した取組

生徒だけではなく、家庭や地域と協力し「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」に取り組む。

### 【取組例】

- ・非行・被害防止講座の実施

保護者や地域の人々を対象に開催し、「ネットいじめ」の事例などをもとに、いじめの問題に対する理解を深めるとともに、家庭や地域で果たすべき役割等について考える機会とする。

- ・家庭・地域からの相談窓口の設置

学校にいじめの問題に関する相談窓口を設置し、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。

## 5 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、子どものささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。また、「学校いじめ防止基本方針」において、アンケート調査、個人面談の実施やそれらの結果の検証及び組織的な対処法を定めておく必要がある。さらに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

### (1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・個人ノートや生活ノート等を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報共有を行う。

### (2) 定期的なアンケート調査の実施

- ・生徒の実態に応じて、定期的にいじめに関するアンケート調査を実施する。
- ・アンケートの実施に当たっては、アンケートの項目や実施場所、記名の有無など工夫し、児童生徒にとっていじめを訴えやすい体制を整える。
- ・実施したアンケートをデータで保存しておくことで、これまでの経過や過去のアンケート結果を指導に生かすことができる。

### (3) 教育相談体制の充実

- ・アンケート調査をもとに、定期的な教育相談を実施する。
- ・生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。
- ・生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ・SC・SSW等の効果的な活用を図る。

#### (4) 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、生徒は様々な悩みや不安にとまなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人が発するサインを見逃さず児童生徒が自らSOSを発信することやいじめの情報を教師に報告したときには、生徒にとって勇気のいることであつたことを理解し、早期に対応することが大切である。

#### ア いじめられている子どもが学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
朝の会	○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情が冴えず、うつむきがちになる	○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業開始時	○ 忘れ物が多くなる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る	○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授業中	○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらげや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる	○ グループ分けで孤立することが多い(机を合わせないなど) ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休み時間	○ 一人であることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い	○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている  ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行くが多い
給食時間	○ 食べ物にいたずらをされる ○ グループで食べる時、席を離している ○ その子どもが配膳すると嫌がれる	○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる  ※ 好きな物を級友に譲る
清掃時	○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人でする ○ 椅子や机がぼつんと残る	※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する	○ 用事がないのに学校に残っている日がある ○ 部活動に参加しなくなる ※ 他の子の荷物を持って帰る

#### イ いじめている子どもが学校で出すサイン

発見の機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
授業中	○ 文具などを本人の許可もないのに勝手に使っている。 ○ プリントなどの配布物をわざと配らなかったり、床に落としたりする ○ 自分の宿題をやらせている	○ 指名されただけで目配りし、嘲笑する ○ 後ろからイスを蹴ったり、文具等で体をつついたりしている ○ 授業の後片付けを押しつけている
休み時間	○ 嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○ けんかするよう仕向けている	○ 移動の際など、自分の道具を持休み時間させたっている ○ 平気で蹴ったり、殴ったりしている
給食時間	○ 配膳させたり、後片付けさせたりしている ○ 自分の嫌いなものを押しつける	○ 自分の好きな食べ物を無理やり奪う
清掃時	○ 雑巾がけばかりさせている ○ 雑巾を絞らせている	○ 机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする
放課後	○ 自分の用事につき合わせる	○ 違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

## ウ 注意しなければならない様子

発見の機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活気がなく、おどおどしている</li> <li>○ 寂しそうな暗い表情をする</li> <li>○ 手遊び等が多くなる</li> <li>○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 視線を合わさない</li> <li>○ 教師と話すとき不安な表情をする</li> <li>○ 委員を辞める等やる気を失う</li> <li>※言葉遣いが荒れた感じになる</li> </ul>
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教科書等にいたずら書きされる</li> <li>○ 持ち物、靴、傘等を隠される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刃物等、危険な物を所持する</li> <li>○ 服装が破れたり乱れたりしている</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる</li> <li>○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある</li> <li>○ インターネットや携帯電話・スマートフォン等のメールに悪口を書き込まれる</li> <li>○ SNSのグループから故意に外される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教材費、写真代等の提出が遅れる</li> <li>○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする</li> <li>○ 下足入れの中に嫌がらせの手紙等が入っている</li> <li>※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる</li> </ul>

### (5) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

いじめられている子どもは、家庭においてもサインを出している場合がある。保護者は子どもの変化を見逃すことなく対応する必要がある。また、学校は保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

### ア いじめられている子どもが家庭で出すサイン

- 衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。
- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- 転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- 投げやりで、集中力がわからない。些細なことでも決断できない。
- ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

## イ 「インターネット上のいじめ」にあっている子どもが家庭で出すサイン

- パソコンや携帯電話・スマートフォン等を頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- 親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- 携帯電話等の着信音に、怯えるような態度をとる。
- 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

## 6 いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ問題対策チーム」に対しいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。すなわち、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、法第23条第1項\*に違反し得る。

学校は、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、いじめに係る情報を適切に記録し、その結果を教育委員会に報告する。

学校がいじめの事実を確認した場合には、徹底して被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、被害生徒、加害生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた生徒に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努めることも大切である。

### (1) いじめに対する組織的対応

学校は、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ問題対策チーム」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進する必要がある。

また、当該チームは、各学校の基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を担う役割がある。

### ① いじめ問題対策チーム（常設）について

#### ア 目的

いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

#### イ 構成

- i) 校長をトップに、副校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当者、保健主事、養護教諭、学年主任、児童会・生徒会担当者、部活動総括担当者等とし、各学校の実情に応じてS C・S S W等の専門的知識を有する者を加え構成する。
- ii) 校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会扱いとして組織図に位置づける。

#### ウ 機能・役割

- i) いじめを見逃さない学校づくりの推進
  - ・いじめの早期発見の観点から朝の会やS Tでの観察を強化するとともに、授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視を実施し、情報の交換・共有を行う。
  - ・いじめアンケート調査や個人面談の内容や方法の検討及び結果の分析について吟味を行い、見落とし・見誤りのない適切な認知を図る。

- ・学校におけるいじめ相談窓口を設置し、生徒、保護者等に周知し利用を促す。
  - ・いじめの構造やいじめ発見のチェックポイントなどの教職員の理解を深める。
- ii) 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上
- ・事例等を活用し、いじめ問題対応のシミュレートやロールプレイなどを通じて、生徒への事情聴取や保護者への説明、協力依頼の進め方についてスキル向上を図る。
  - ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示を行い、教職員のいじめ問題への理解を深める。
  - ・いじめ対応アドバイザーの派遣を要請し、学校に必要な指導・助言を仰ぎ、個別案件の対応に活用する。
- iii) 「学校いじめ防止基本方針」の保護者、地域に対する周知
- ・見直しに当たっては、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た「学校いじめ防止基本方針」となるようにすることが望ましい。
  - ・各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時、各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関に説明する。
  - ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。「学校いじめ防止基本方針」において、いじめの防止等のため取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- iv) 児童会・生徒会が主体となった「いじめを見逃さない学校づくり」の一層の推進を図る。
- v) 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進
- ・家庭や地域からの情報提供について相談窓口を設置し、これを周知する。
  - ・PTAや関係機関等の担当を定め、日常的な情報交換により相談しやすい関係を構築する。
- vi) SCやSSW等の外部専門家、関係機関等と連携したいじめ問題への対応
- ・加害者の抱えている問題、場合によってはその保護者の抱えている問題に対して、SCやSSW等の外部専門家を活用し、第三者的な視点からのアプローチを工夫する。
  - ・学校と警察の相互連絡制度（「いしかわS&Pサポート制度」）の適切な活用や市町の少年補導センター県警少年サポートセンターなどとの連携を図る。
  - ・医療機関、児童福祉施設、児童相談所、法務少年支援センター、法務局、警察など、加害者及びその保護者の抱える問題から、適切な関係機関との連携を進め、加害者の立ち直りを支援する。
- vii) いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示
- ・個別案件対応班の設置
  - ・情報の収集と整理
  - ・いじめ対応アドバイザーの派遣要請
  - ・教育委員会、関係機関への協力要請
  - ・個別案件対応班への指示・助言

## ② いじめ対応アドバイザーの活用について

### ア 目的

心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の派遣を要請し、学校におけるいじめ問題への対応力向上を図る。

### イ 活用例

- i) 平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言

ii) いじめ問題発生時の個別案件対応班における対応に関する指導・助言

- ・具体的対応策に関する指導・助言
- ・警察、児童相談所等の外部関係機関との連絡・調整
- ・心理的、医療的ケアが必要な場合の専門家による助言

iii) いじめ問題に関する研修講

## (2) 子どもや保護者への対応

ア いじめられている子どもへの対応

### 【学校】

- ・いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢及び安心・安全を確保するための具体的な対応を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめた子どもの謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。
- ・状況に応じて、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て対応する。
- ・必要に応じて、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

### 【家庭】

- ・子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気をつけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

イ いじめている子どもへの対応

### 【学校】

- ・頭ごなしにしかるのではなく、いじめられている子どもの心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、自らの行為がいじめに当たることを十分に理解させたいうで指導に当たる。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。
- ・必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や

生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。

- ・いじめた子どもの立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

#### 【家庭】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

#### ウいじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた子どもたちに対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた子どもたちに対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

#### エいじめられている子どもの保護者への対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じて個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらいように要請する。

#### オいじめている子どもの保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、辛く悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめられている子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

### (3) 「いじめの解消」

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、以下の要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も考慮し判断するものとする。

#### ア 解消の要件

##### i) いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害児童生徒に対する、心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3か月は続いていること。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要とされる場合は、「いじめ問題対策チーム」で判断し、より長期の期間を設定するものとする。

##### ii) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害児童生徒本人とその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。

#### イ 解消後の見守りの重要性

- ・いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については日常的に注意深く継続して観察する必要がある。

## 7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、国の「いじめ防止基本方針及び重大事態ガイドライン」により適切な対応を行うこととする。(参考資料4参照) 速やかに、県教育委員会又は県立学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとする。なお、調査組織に外部の専門家を加えるなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが大切である。

また、重大事態の発生により、被害生徒だけでなく、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があり、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める必要がある。

### (1) 重大事態について

「法」第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

また、第2号の「いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、県教育委員会又は県立学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

なお、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## (2) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。

## (3) 重大事態の調査

- ・市教育委員会の指導・助言のもと、速やかに県立学校の下に、重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める必要がある。そのため、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査に当たる。
- ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢で調査に当たる。

## (4) 調査結果の提供及び報告

### ア 調査結果の提供

- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

### イ 調査結果の報告

- ・調査結果については、市長に報告する。
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

## (5) 調査結果を踏まえた必要な措置

調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

## 8 取組の年間計画

	いじめ問題対策チーム	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ A ↓ P	いじめ基本方針の内容確認	SCについて生徒、保護者への周知 学級開き・学年開き	身体検査 育陽会総会 授業参観	
5月		研修①	修学旅行・校外活動 小中連絡会	ふれあい面談 サミットアンケート	子どもを育てる会理事会
6月			思春期講座	QUアンケート（上旬）	学年懇談会 おはよう声かけ運動①
7月		職員対象のアンケート→検証		困りごと（いじめ）アンケート	個人懇談会 育陽会だより発行 リーダー研修会
8月		中間評価→検証 研修②	全校登校日（平和集会） 運動会団練習		親子奉仕作業 おはよう声かけ運動②
9月			運動会	困りごと（いじめ）アンケート	グッドマナーキャンペーン参加 おはよう声かけ運動③
10月			合唱コンクール 文化祭	身体計測 QUアンケート（3年除く）	学校保健委員会 授業参観
11月				ふれあい面談	進路説明会 立志式
12月		職員対象のアンケート→検証	人権週間の取組		育陽会だより発行 個人懇談会
1月			書き初め		新入生保護者説明会
2月		自己評価		困りごと（いじめ）アンケート	
3月		学校関係者評価の結果を検証、基本方針の見直し	卒業式		学校評議員会 育陽会だより発行 子どもを育てる会広報発行
通年	相談部会 生徒指導部会 主任会議	生徒会あいさつ運動 全校集会での校長講話及び 生徒指導主事講話 道徳教育、人権教育の充実	健康観察の実施 SCによる相談	育陽会役員会月1回	